

全国農政連推薦・農政連公認 参議院議員藤木しんやの

永田町でも 百姓宣言

【能登半島豪雨被災地への訪問】

10月10日(木)、9月下旬に発生した能登半島豪雨災害の被災地を訪問致しました。この日は、小里農林水産大臣による現地視察の日と重なったため、一部同じ行程での現地訪問となりました。集落ごと流されてしまったような地域もあり、被害の甚大さを痛切に感じました。午後は、JAのと本店にて、小里大臣へJA石川県中央会の西沢会長から要請が実施され、生産者を交えた意見交換会が行われました。

ご出席の生産者の方々からは、度重なる災害に見舞われたことによる悲痛な声や何とか前を向くための対策が必要との意見が多く出されていきました。今回の豪雨災害は能登半島地震と合わせて激甚災害に指定されております。私も可能な限り復旧・復興に向けて尽力して参ります。

【11月以降は基本計画検討本格化】

10月4日に開催された衆参両院の本会議で、石破総理大臣による所信表明演説が行われました。その中で、農業については、「地方の成長の根幹である農林水産業は、農山漁村の雇用と所得を生み出すとともに、国家の安全保障の一環でもあることから、その持てる力を最大限引き出してまいります。新たな基本法の下、最初の五年間に計画的かつ集中した施策を講ずることにより、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農林水産業の持続的な発展、中山間地域を始めとする農山漁村の振興を図ります。国内の生産基盤の維持の観点も踏まえ、農林水産物の輸

出をより一層促進するとともに、持続可能な食品産業への転換を促進します。」と述べられました。

また、今回の衆院選における自民党公約の中で、農業については「農林水産業は国の基(もと)であり、将来にわたり国民に食料を安定的に供給することは国の責務です。食料安全保障の強化のため、国内の農業生産の増大を第一に、特に輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大を推進するとともに、安定的な輸入と備蓄を確保します。改正食料・農業・農村基本法」に基づき新たな基本計画を策定し、初動の5年間で「農業構造転換集中期間」と位置づけ、関係予算総額の十分な増額と施策の充実・強化、必要な推進体制の確保等により、農林水産業の収益力向上の実現を通じた農業・農村の必要増大を目指します。」と記載されました。

11月からは、令和7年3月の基本計画策定に向けて、政府・与党における議論・検討が本格化していきますので、全力で取り組んでまいります。



▲10月10日能登半島豪雨被害視察

全国・農政連推薦 参議院議員山田としおの

農政問題に斬り込む 農福連携の事例 (企業向け貸し農園型)を 視察しました

過日、ある株式会社が運営する農園型の障がい者雇用支援施設を視察する機会を得ました。その農園は、私が住んでいる地域に立地していますが、今までその存在を全く知りませんでした。

農園といっても、大きな物流倉庫を改造して、水耕栽培の施設や収穫した野菜の冷蔵保管庫を備えた冷暖房完備の屋内型であり、更衣室や休憩室も充実しており、なるほど、これなら天候に左右されず、障がい者(知的障がいのある方が多い)でも、作業しやすいと思いました。

障がい者雇用をめぐることは、法定雇用率の上昇を背景に、雇用主と異なる外部の法人が、障がい者が就労する場と運営・管理ノウハウ等を提供し、民間企業が障がい者をそこで雇用する「障がい者雇用ビジネス」が急拡大しており、それに対して、「障がい者雇用の理念から外れた雇用率を達成するためだけの雇用ではないか」という否定的な見解も多く聞かれます。

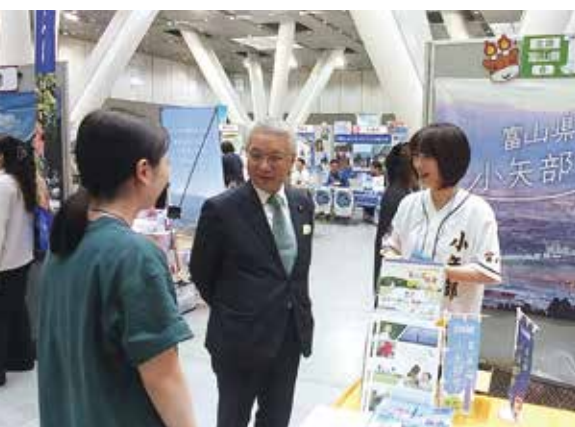
令和4年の臨時国会で成立した、いわゆる「改正障害者総合支援法」の附帯決議では、「事業主が、単に雇用率の達成のみを目的として、障がい者雇用代行ビジネスを利用することがないよ

う、事業主への周知指導等の措置を検討すること」がされています。

しかし、今年5月に改正された「食料・農業・農村基本法」の第46条に「障害者等の農業に関する活動の環境整備」として、いわゆる「農福連携」が追加されたところ。障がい者雇用のノウハウを持たない企業も容易に雇用できたり、産業の少ない地域でも障がい者雇用の受け皿となる等の大きなメリットが、障がい者雇用ビジネスにはあります。

障がい者雇用ビジネスを十把ひとからげにするのではなく、国や行政が、きちんとガイドラインを設定して、企業が利用する際の留意点を示し、指導することが必要なのではないでしょうか。

私が視察させていただいた農園を運営する株式会社は、代表が立派な志をお持ちであり、そうした姿勢や実績が評価されて、全国に事業を拡大されているのだと思います。



▲ふるさと回帰フェア小矢部市(富山県)のブースにて